本論文は

世界経済評論 2023 年 7/8 月号

(2023 年 7 月発行) 掲載の記事です





地政学リスク下の 国際人的資源管理

:コロナ禍で一時帰国した駐在員への調査



近畿大学経営学部教授

ふるさわ まさゆき 1964年生まれ。関西学院大学大学院商学研究科博士後期課程単位 取得満期退学。博士(経営学)。(公財)関西生産性本部業務部課長,大阪商業大学教授を 経て2017年より現職。著書に『グローバル人的資源管理論』(2008. 白桃書房)、『「日系 人」活用戦略論』(2013, 白桃書房)、『「現地採用日本人」の研究』(2020, 文眞堂) など。

今般のコロナ禍では、日本企業の海外駐在員の一時帰国が相次いだ。欧米企業に比して「本国人駐在員」へ の依存度が高い日本の多国籍企業にとって、その退避が国際経営に及ぼす影響は看過できないと思われる。事 実, 筆者の日本企業 A 社へのヒアリング調査では, 一時帰国した駐在員が「コミュニケーション効率の低下」 や「現地人社員への不安」といった困難に直面するとともに、「意思決定」「顧客対応」の遅れが発生した旨が 語られた。そして、こうした事態を受けて、一時帰国駐在員がマニュアル化・標準化や現地人社員へのモニタ リングの強化等の対処方策を講じたことも分かった。これら施策は本社からの「間接的コントロール」を可能 にすることで、日本企業のアキレス腱とされる「現地化問題」の解決に資するものと考えられる。しかし、今 日の多国籍企業に求められる「現地適応とグローバル統合の両立 | という組織能力に鑑みると、「現地化 | は 目指すべき最終ゴールでなく、国際人的資源管理における「規範的統合」と「制度的統合」が重要課題とな る。日本企業は、駐在員が帰国中に経験した苦悩を「喉元過ぎれば熱さを忘れる」で終わらせることなく、国 際人的資源管理の構造改革に取り組まねばなるまい。

はじめに:本稿の問題意識と目的

多国籍企業の国際人的資源管理面で最も蓋然 性の高い地政学リスクは、進出先から本国への 「駐在員の(一時)帰国 | であろう。事実. 今 般のコロナ禍においても、発生当初の2020年 には日本企業の駐在員の一時帰国が相次いだ。 そして、こうした事態は今後も武力紛争、大規 模災害、パンデミック等によって十分起こりう ると考えられる。とりわけ、欧米企業と比べて

海外現地経営における「本国人駐在員」への依 存度が高いとされる日本企業にとって、その退 避が国際経営に及ぼす影響は看過できないと言 えよう。

そこで、本稿では日本企業における海外子会 社のコントロール様式(「海外子会社社長の任 命に関する基本方針 | と「本社-海外子会社間 の調整メカニズム」) の特質を踏まえ、駐在員 の帰国が惹起した課題について考察する。具体 的には、筆者による日本企業 A 社へのヒアリ ング調査に基づき、一時帰国した駐在員が直面

した困難や不安、マネジメント上の諸問題と対 処方策を明らかにするとともに、 日本企業に求 められる変革を論じる。

日本企業における海外子会社の Ι コントロール様式の特質

わが国企業の国際人的資源管理を巡っては. かねてより海外子会社の幹部人材の「現地化の 遅れ | が指摘されてきた (Tung. 1982: 安室. 1982; 石田, 1994; Kopp, 1994; 白木, 1995; 吉原, 1996; Harzing, 2001; Keelev, 2001; 古沢, 2008 な ど)。当該問題には近年変化の兆しが幾分見ら れるものの(古沢, 2016)、依然として欧米企 業との差異は大きいように思える。例えば、筆 者が本年1月に日本と欧米の多国籍企業164社 を対象に実施したアンケート調査で「海外子会 社社長の任命 | に関する基本方針を尋ねたとこ ろ, 日本企業では「本国人を派遣することが多 い」が69.2%に達したのに対し、欧米企業は それが26.7%に留まるなどカイ2乗検定で 0.1%水準の有意差が検出された(表 1)1)。他 方,「現地人を登用」と「第三国籍人も含めて 国籍を問わず任命」については、欧米企業が 各々44.2%・29.1%に及んだのに比べ、日本企 業では25.6%・5.1%と低かった。

また、上記調査では本社-海外子会社間で如 何なる「調整メカニズム」が用いられているか を質問した。5点法による回答(5=全くその とおり、4=どちらかと言えばそのとおり、3= どちらとも言えない、2=どちらかと言えば違 う、1=全く違う)の平均値を算出した結果、 日本企業と欧米企業の間には「本国人駐在員の 派遣による監督・監視」(日本企業>欧米企業) と「業務手続やルールのグローバルな標準化| (日本企業<欧米企業)の2項目でt検定によ る有意差が認められた(表2)。

以上のことから、日本企業の海外子会社のコ

21 1/32/13 2012/2012/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/1			
	日本企業	欧米企業	
「本国人」を派遣することが多い	69.2%	26.7%	
「現地人」を登用することが多い	25.6%	44.2%	
「第三国籍人」も含めて国籍を問わず任命することが多い	5.1%	29.1%	
合計	100.0%	100.0%	

表 1 「海外子会社社長の任命」に関する基本方針

(出所) 古沢調査 (2023年)。

表 2 本社-海外子会社間の「調整メカニズム」

	日本企業	欧米企業	t 値	
本社への「権限集中」	3.45	3.37	0.462	
「本国人駐在員の派遣」による監督・監視	3.67	3.09	3.584***	
本社-子会社間の「責任・権限の明確化」	3.79	3.62	1.276	
業務手続やルールの「グローバルな標準化」	3.56	3.86	-2.120*	
現地人幹部への「経営理念・価値観の浸透」	3.68	3.84	-1.123	
本社トップと現地人幹部の「個人的信頼関係」	3.22	3.27	-0.310	

⁽注) 5 点法による回答(5=全くそのとおり、4=どちらかと言えばそのとおり、3=どちらとも言えな い、2=どちらかと言えば違う、1=全く違う)の平均値。

^{*** :} p<0.001, *: p<0.05_o

⁽出所) 古沢調査 (2023年)。

ントロール様式の特徴は、本社から派遣された 日本人を海外子会社のトップに就け、本社のい わば代官・分身として現地人社員の監督・監視に 当たらせるという点にあることを確認できたと 言えよう。こうした本国人駐在員を通した「直 接的コントロール」には、本社-海外子会社間 の対立が最小化され、迅速な意思決定が可能 になるという長所が存在する(安室, 1982; Bartlett & Ghoshal. 1989・1995: 古沢. 2008)。 し かし一方で、それは日本独特の「高コンテクス ト文化 | (Hall. 1976) の影響を受けた「濃密な 人間関係」「人的接触」を前提とする管理モー ドであるがゆえに、その有効性を保つには本社 人員を大量に駐在させることが必要で、「現地 化の遅れ」を招来する危険性を内包している。 翻って.「業務手続やルールのグローバルな標 準化 | が進んだ欧米企業では、本社からの「間 接的コントロール | (リモートコントロール) が可能なため、日本企業よりも「現地化」が容 易であると考えられる(安室, 1982・1988; 古沢, 2008)

A 社の一時帰国駐在員への ヒアリング調査報告

(1) 会社概要

A 社は日本に本社を置く多国籍企業(製造 業)で、10ヵ国・地域に17社の海外現地法人を 有している。同社を事例研究の対象にした理由 は、①東証一部(ヒアリング当時。現在はプラ イム市場)上場で、わが国を代表する企業の1 つであると考えられること、②40年超の海外 現地法人経営の歴史を持つとともに、北米・欧 州・アジア等、世界各地域で事業を展開してお り、多国籍企業としての経験・ノウハウも豊富 であると思われること、③他方、海外現地法人 の社長は、M&A で設立した2社を除き全て日 本人駐在員が務めるなど、日本人中心経営(日 本人駐在員に依存した海外子会社管理)が行わ れているという点で,「日本的」な多国籍企業 の典型と捉えられることにある。

(2) ヒアリング調査概要

A 社ではコロナ禍を受けて、日本人駐在員 (総数=66名) のうち. 5ヵ国(米国. メキシ コ,中国,インド,インドネシア)の11名が 日本へ一時帰国した。一時帰国は2020年4月 から順次実施され、その期間は短いケースで約 2ヵ月、長い場合は1年以上に及んだ。

こうした中、本ヒアリング調査は、一時帰国 を経験した (ヒアリング時点で継続中も含む) A 社の海外駐在員 11 名全員に対して 2020 年 10~11 月にかけて実施した。 具体的には、事 前に予備的なアンケート調査を行い、各駐在員 が置かれている状況等を把握した後、セミ・ス トラクチャード・インタビュー方式でヒアリン グした(Zoom によるインタビュー。1 人当た り約90分)。なお、研究成果の発表に際して は、企業名・個人名を一切公表しない旨を確約 した(前掲会社概要の内容を一部項目に留めた のはそのためである)。

(3) 分析結果

「修正版グラウンデッド・セオリー・アプロー チ」 (Modified Grounded Theory Approach: M-GTA) を用いた分析の結果. 下記のような 事項が抽出された (表 3)²⁾。

1. 一時帰国中の駐在員が直面した困難や不安 筆者がヒアリングした駐在員は, 一時帰国中

表3 一時帰国した駐在員へのヒアリング調査結果 (M-GTA による分析)3

【一時帰国中の駐在員が直面した困難や不安】

コミュニケーション効率の低下

- ・現地人社員と対面でコミュニケーションできないことに伴う弊害や不安
- ・現地との時差によるコミュニケーションの制約
- ・現場の状況を実地に確認できない
- ・本社・事業部とのコミュニケーションを巡る問題

現地人社員への不安

- ・思考・行動に関する不安
- ・専門的知識やスキルに関する不安
- ・日系顧客への対応に関する不安

【一時帰国中に発生した現地法人のマネジメント上の諸問題】

意思決定の遅れ

顧客対応の遅れ

【困難・不安・諸問題への対処方策】

ウェブ会議など新たなコミュニケーション手段の活用

マニュアル化や標準化の推進

現地人社員に対するモニタリングの強化

(出所) 古沢調香 (2020年)。

に「コミュニケーション効率の低下」や「現地 人社員への不安」に遭遇したことが分かった。

- 1) コミュニケーション効率の低下
- a) 現地人社員と対面でコミュニケーションで きないことに伴う弊害や不安

この点に関しては、まず一時帰国によって現 地人との「コミュニケーション手段が限定され る | ことへの苦悩が語られた。具体的な発言内 容としては.「対面であれば身振り手振りや板 書等で対応できるが、リモートワークではコ ミュニケーション手段が限定されるのでもどか しい」「フェイス・トゥー・フェイスでコミュニ ケーションができない中. e メールや電話で当 方の想いと意図を現地人に伝えるのは難しいし 「対面とは異なり、ウェブ会議には必要に応じ て随時・タイムリーにコミュニケーションでき ないという欠点がある。それゆえ、会議で漏れ なく. 正確に伝えるための資料の準備に時間が かかってしまう。私の場合、睡眠時間を削って 資料作成に取り組んでいる感じである」などが あった。

また.「リモートワークでは現地人の理解度 が分からない」といった声も聞かれた。例え ば、「対面の場合、駐在員の指示を現地人が本 当に理解しているか、顔の表情・雰囲気や返答 の仕方から推し量れるが、一時帰国中は e メー ルでのコミュニケーションが中心でそれができ ない。現地人は Yes と返答しても本当は分 かっていないことも多いので、何度も確認をし なければならず、コミュニケーションに時間を 要する」「現地人からeメールで提出される資 料は、当方の要求したものでなく、誤った解釈 をしていたり、的外れであったりすることも多 い。対面であればその都度理解度をチェックし て正せるが、リモートワークではそれができ ず、メールの往復に時間を要する」のような事 柄である。

そして、駐在員自身の「外国語による文書作 成能力への不安」が吐露された。それは「外国 語能力に自信がなく、自分の考えや想いを正確 に表現できているかという不安があるため、会 議資料やメール文の作成に時間を要する。時に は自社の現地採用日本人社員の助力を仰ぐこと もあった」「日本人・現地人ともに英語は母語で ないので、対面でコミュニケーションできない 中、メール文の作成や資料作成による時間的な ロスが大きい」といった言説に現れている。

b) 現地との時差によるコミュニケーションの 制約

一時帰国した駐在員は、「現地との時差によ るコミュニケーションの制約」にも苦しんだよ うだ。この点については、「日本と現地の時差 のため、現地人社員や現地の顧客とコミュニ ケーションできる時間帯が限られる」「昼夜逆 転の時差(常に片方が就寝中の状態)があるた め. 一時帰国した日本人も現地人社員もコミュ ニケーションを取ることを遠慮しているしなど の弊害が述べられた。

c) 現場の状況を実地に確認できない

これは「現地人を間近で管理・監督できない」 と「顧客への対応が困難 | という2つの側面か ら捉えられる。前者については,「現地にいれ ば間近で現地人を管理・監督し、作業の安全面 なども含めて行動をその都度正すことが可能だ が、一時帰国するとそれができない」「現地人 が作成した報告書類に記載されている内容と現 場の状況が一致しているか、自分の目で確認で きない点が不安である。リモートワークでは. 現場で問題が発生していても瞬時に認識できな いため、対応が後手に回ってしまう」といった 発言があった。

後者を巡っては、「顧客のトラブル対応に際 して、現地にいれば容易に対処できるのに、一 時帰国中は電話やeメールでのコミュニケー

ションになり、対応に限界がある」「顧客が抱 えているトラブルについて、口頭や写真から判 断して現地人に指示を出しているが、現場で自 ら確認できないため対応が難しいしのような状 況が具体例として示された。

d) 本社·事業部とのコミュニケーションを巡 る問題

第1の問題は本社・事業部に対して「間接的 情報しか伝えられないもどかしさ」である。す なわち、「現地の市況感や顧客の状況について、 現地にいれば自ら動いて情報収集できるが. 一 時帰国中は現地の代理店やローカル社員経由の 間接的情報しか本社・事業部に伝えられないの で歯がゆさを感じる」「現地人社員から寄せら れる情報の真偽の判断が難しく、自身で確認で きないのは精神衛生上も悪い」といった状況を 指し示している。

第2は「本社・事業部の理解不足」で、「現地 の市場の状況や他国との違いを理解してくれな い。生産も販売も止まっており、基本的な前提 が崩れているのに、『年初に立てた予算を達成 せよ』とプレッシャーをかけてくる | 「現地法 人所在国における感染爆発など、現地の事業環 境がいかに危ういかを本社・事業部が理解して くれない」との発言からその様子が窺えよう。

2) 現地人社員への不安

a) 思考·行動に関する不安

第1の不安は「現地人が「『ほう・れん・そう』 をしない」ことで、「指示した仕事を終えても、 報告がないので、その都度駐在員が確認しない といけない。そのため余計な時間がかかる。一 時帰国中はなおさら厄介である」「現地人社員 は、自分のジョブの範疇については、『ほう・れ ん・そう』をしなくてよいと思っている節があ る。報告すべきことと、報告しなくてもよいこ との線引きが日本人と異なるので、必要な情報 が日本人駐在員に届かないしといった現象が見 られる旨を多くのインフォーマントが指摘し た。

第2は「指示待ち」である。この点について は,「日本人中心経営であるため, 現地人幹部 も指示待ちで、最後は日本人がやってくれるだ ろうと考えている者が多く、 経営に参画してい るという意識や主体性に欠ける | 「現地人幹部 は言われたことはやるが、自ら考えて提案する ことが少なく、指示待ちで受け身である。ま た. 何でも日本人に尋ねれば答えを教えてくれ ると安易に考える傾向がある」などが提示され た。

第3は「出退勤管理が困難」で、「一時帰国 中は現地人社員の細かい動きが見えず、出退勤 管理が心配である。現地人は楽な方向へ流れる 傾向があるので、サボったりしていないかとい う不安が常につきまとう」「リモートワークで は、現地人社員個々人が何にどれだけの時間を 使っているかが把握できない。今回のコロナ禍 で現地人の意識や行動が変わればよいのだが、 むしろ『鬼の居ぬ間に洗濯』という感じであ る」のような心情が語られた。

第4は「不正やコンプライアンス違反の不 安」である。この点を巡っては、「これまでは 日本人社長をはじめ駐在員が現地にいること で、現地人に対する睨みを利かせていたが、従 来は『仕組み』で管理してこなかっただけに、 駐在員の一時帰国中の不正やコンプライアンス 違反、さらには暴走が心配である」「現地人の 不正の手口は巧妙で、現地にいてもチェックす るのが難しいので、一時帰国中はなおさら不安 になる」といった懸念が各々示された。

そして、第5は「個別最適の思考・行動」で、 「自身のジョブディスクリプションに過度に固 執し、周囲の仕事に関心がなく、すぐに『それ は私の仕事ではない』と言う。こうした業務の 隙間を埋めるのがマネジャーの役割だが、現地 人マネジャー自身が全体最適の思考を欠き. 周 囲との連携が不十分である」「現地人幹部に経 営を任せるには、自国(当該現地法人)の利益 だけを考えるのでなく、 当社のグローバル戦略 を踏まえた全体最適の視点で現地法人の役割を 理解してもらう必要があるが、まだそのレベル に達していない」などの具体例が挙げられた。

b) 専門的知識やスキルに関する不安

この点に関しては、「これまでは、駐在員が 経営の主力となり、現地人は専門的な知識・ス キルや判断業務を駐在員に頼ってきたが、今回 のコロナ禍による一時帰国で、そのツケが出 て、問題点が露呈した」「社員教育が不十分で、 人の入れ替わりも激しいので、現地人の専門的 な知識やスキルに不安がある」の如き状況が語 られた。

c) 日系顧客への対応に関する不安

A 社は各進出先で日系企業を顧客として数 多く抱えている。そうした状況下. 一時帰国し た駐在員は「一時帰国前までは、当社の日本人 駐在員が先方の日本人に日本語で対応していた ため、現地人社員が日系顧客ときちんとコミュ ニケーションができているのか不安を感じる」 「日系顧客は経営層が日本人であるので、当社 の日本人駐在員の日本語による対応に安心感を 覚える。こうした中、日本語を話せない現地人 社員を派遣した場合, コミュニケーションが上 手く行くのか心配である」のような心境を述べ た。

2. 一時帰国中に発生した現地法人のマネジ メント上の諸問題

この問題は「意思決定の遅れ」と「顧客対応 の遅れ一に大別できる。

1) 意思決定の遅れ

具体的な発言としては、「リモートワークで は、問題に対してタイムリーに対処できず、現 地人社員から情報を取り寄せた上で検討するこ とになるので、意思決定がワンテンポ遅くな る。計画していた新製品開発のスケジュールも 予定より遅れることになった」「リモートワー クにおいては、現地人社員とのコミュニケー ションがスムーズに行かず、何度もメールを往 復することになるため、意思決定までに時間を 要した」といったものがあった。

2) 顧客対応の遅れ

当該問題については、「日本の工場から出荷 遅れの連絡があったにも関わらず、現地人社員 がそれを顧客や駐在員に伝えず、事前予告なし の納期遅れが発生するなど顧客に迷惑をかけ た | 「顧客からのサービス関連の質問やクレイ ムへの対応に遅れが生じたしなどの事例が寄せ られた。

3. 困難・不安・諸問題への対処方策

これまで述べてきた不安・困難・諸問題に対 し、一時帰国した駐在員は以下のような対処方 策を講じたという。

1) ウェブ会議など新たなコミュニケーション 手段の活用

駐在員が一時帰国した現地法人は全て「ウェ ブ会議」を導入した。具体的な運用方法として は、「サービス部門とは毎週月曜日、営業部門

とは毎週水曜日にウェブ会議を開催している」 といった定期的な開催のほか.「現地人幹部に 対しては、緊急の用件がある時は夜中や早朝で あってもウェブ会議の呼び出しをしてよい旨を 伝えている。そのため、日本の自宅のパソコン を立ち上げたままにしており、現地からコール があったらすぐに応答できるようにしている」 のような緊急時対応を見据えたものも看取され た。他には「SNS やスマホのチャット機能も 活用し、なるべくタイムリーかつ簡便にコミュ ニケーションを取れるようにしている」などが あった。

2) マニュアル化や標準化の推進

本件を巡っては、「コロナ禍への対応の一環 として. 一時帰国中に英文による技術マニュア ルを充実させた」「これまでは口頭による指示 が多かったが、今回の一時帰国でマニュアル化 の必要性を痛感し、業務フローや顧客訪問の手 続きを標準化した」のような取り組みが紹介さ れた。

3) 現地人社員に対するモニタリングの強化

一時帰国中の対応策の中には.「現地人社員 へのモニタリングの強化」を図るものもあっ た。例えば、「顧客が当社(現地法人)を訪問 した際には、先方と現地人社員の了解を得た上 で、現地人社員の対応をカメラで撮影し、日本 からモニタリングする仕組みを導入した|「営 業担当の行動と成果を把握するための『管理 シート』を新たに導入し、それに記入させウェ ブ会議でチェックするようにした」といった施 策である。

日本企業に求められる変革 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

A 社の事例が示唆するように、コロナ禍に おける駐在員の一時帰国は、日本企業の特質で ある「本国人駐在員の派遣」に依存した海外子 会社のコントロール様式の負の側面を露呈させ ることになった。かような状況下、一時帰国し たA社の駐在員からはマニュアル化・標準化や 現地人の働きぶりに対するリモートでのモニタ リングなどに着手したケースが語られた。こう した取り組みは海外子会社への「間接的コント ロール」を可能にし、日本企業の国際経営上の 「アキレス腱」(Bartlett & Yoshihara, 1988) と されてきた「現地化問題」の解決に資するもの であると考えられる⁴⁾。

しかしながら、Bartlett & Ghoshal (1989・ 1995)の「トランスナショナル企業」が提起し た「現地適応とグローバル統合の両立」という 今日の多国籍企業に求められる組織能力に鑑み ると、「現地化」はトランスナショナル企業に 向けた必要条件ではあるが、十分条件でない。 市場のグローバルな統合と地域的分化。技術革 新・市場変動といった多元的圧力が同時に押し 寄せる現下においては、多様な環境が発する ニーズや機会を敏感に感知すべく「現地適応」 が求められる一方、ニーズの充足やイノベー ションの共有化に向けた「グローバル統合」が 企図されねばならない。すなわち、それは本社 -海外子会社間及び各国子会社間の「国境を越 えた協働」が競争優位を左右することを物語る ものであり、その意味で「グローバル統合なき 現地適応」は「個別最適経営の寄せ集め」で終 わる危険性がある。したがって、国際人的資源 管理面では、単に海外子会社トップを現地人に

置き換えれば事足りるのではなく、彼・彼女ら が「糸の切れた凧」にならないようにすること が肝要と言える。つまり、トランスナショナル 企業における海外子会社トップは「ローカルの インサイダー」であることに加え、能力とマイ ンドの両面で信頼に値する「グローバル・ネッ トワークへの貢献者」でなければならないので ある(古沢, 2008)。

そこで重要となってくるのが国際人的資源管 理における「規範的統合」と「制度的統合」 である(吉沢. 2008: Furusawa. Brewster. & Takashina, 2016)。規範的統合とは、経営理念 のグローバルな浸透を通して「国境を越えた社 会化」を図ることである。海外子会社の現地人 幹部も含めてグローバルに共有化された経営理 念は、国民文化の差異を超克した「心理的接着 剤 | として作用し、多様な従業員の「国境を越 えた協働」の基盤となる「信頼関係」を醸成 するであろう (古沢. 2008: Evans, Pucik, & Björkman, 2010; Furusawa, Brewster, & Takashina, 2016)。そして、信頼関係を媒介とした グローバルな「企業文化」は、その「模倣困難 性」ゆえに、他社との差異化要因となりうる (Bartlett & Ghoshal, 1997; Ulrich, 1997)。規範 的統合に向けた施策としては、「採用」「教育」 と連動させた社会化への取り組み(経営理念と の適合性を採用時の判断指標とすることや入社 後の経営理念教育など)、経営理念の体現度の 「評価制度 | への組み込み. 「国際人事異動 | 「グローバルなプロジェクト」の活用、経営理 念を象徴する「イベント・表彰プログラム」の 実施などが挙げられる。さらには、自社の従業 員を対象とした「風土調査」を行い、経営理念 のグローバルな浸透状況を組織的に診断し、そ の結果に応じた対処策を講じていくことも効果 的な施策と言えよう (Harzing, 1999: 古沢, 2008: Evans. Pucik. & Biörkman. 2010: Furusawa. 2014: Furusawa, Brewster, & Takashina, 2016 など)。他方、制度的統合は「グローバルに統 合された人事制度」の構築を意味する。それは グローバルな内部労働市場の形成を通して「人 材活用のグローバル最適化」に寄与すると同時 に、「エスノセントリズム」との制度的決別 によって世界中の有能人材の「採用・定着・活 性化 | に貢献するものとなろう (Farndale. Brewster, & Poutsma, 2008; 古沢, 2008)。そし て、制度的統合によってグローバルな「適所適 材」が実現できれば、「国境を越えた協働」の さらなる強化が期待できる。制度的統合の具体 的施策には「等級制度」「評価制度」「報酬制 度 | のグローバル共通化のほか、「グローバル・ タレントマネジメント | のような有能人材をグ ローバルに発掘・育成・活用する仕組み、海外子 会社の現地人も応募できるグローバルな「社内 公募制度」、 さらには世界中に分散する従業員 の人事考課・コンピテンシー評価の結果やキャ リア履歴を記録・蓄積した「グローバル人事 情報システム」などが含まれる (Stroh & Caligiuri, 1998; 古沢, 2008; Scullion & Collings, 2011: Al Ariss. 2014: Furusawa. 2014: Furusawa. Brewster, & Takashina, 2016 など)。

筆者のこれまでの調査を総括すると、多くの日本企業は「現地化」のみならず、「規範的統合」「制度的統合」の面でも欧米優良企業に対して劣位にあるように見える(古沢、2008)。日本企業には、今回のコロナ禍が顕在化させた国際経営上のリスクを1つの契機として、国際人的資源管理の構造改革に取り組むことが求められよう。一時帰国した駐在員が直面した困難・不安・マネジメント上の諸問題を「喉元過ぎ

れば熱さを忘れる」で終わらせてはならないの である。

[注]

- 1) 本調査は海外現地法人を3社以上有する多国籍企業を対象 とした。回答企業の内訳は日本企業=78社, 欧米企業=86 社であった。調査結果の詳細は別途報告したい。
- 2) M-GTA は、質的調査において広く活用されている分析手 法である。詳しくは木下 (2003・2007) をご参照願いたい。
- 3) M-GTA による分析の詳細は、古沢 (2022) をご一読いただきたい。本表は本稿用に分析結果の一部を再編成した簡易版である。
- 4) 紙幅の関係上、本稿では詳しく論じることができないが、 「現地化」の推進には日本本社サイドの「内なる国際化」も 必要であると考える。「内なる国際化」については、吉原 (1989) や古沢・盛岡・安室(2018) などをご参照願いたい。

[参考文献]

- Al Ariss, A. (ed.) (2014) Global Talent Management: Challenges, Strategies, and Opportunities. Heidelberg: Springer.
- Bartlett, C. A., & Ghoshal, S. (1989) Managing Across Borders: The Transnational Solution. Boston: Harvard Business School Press.
- Bartlett, C. A., & Ghoshal, S. (1995) Transnational Management: Text, Cases, and Readings in Cross-Border Management. New York: Times Mirror Higher Education Group.
- Bartlett, C. A., & Ghoshal, S. (1997) The Individualized Corporation. New York: HarperCollins Publishers.
- Bartlett, C. A., & Yoshihara, H. (1988) "New challenges for Japanese multinationals: Is organization adaptation their Achilles heel?", *Human Resource Management*, Vol. 27 (1), pp.19-43.
- Evans, P., Pucik, V., & Björkman, I. (2010) The Global Challenge: International Human Resource Management, second edition. New York: McGraw-Hill/Irwin.
- Farndale, E., Brewster, C., & Poutsma, E. (2008) "Coordinated vs. liberal market HRM: The impact of institutionalization on multinational firms", *International Journal of Human Re*source Management, Vol. 19 (11), pp.2004–2023.
- Furusawa, M. (2014) "Global talent management in Japanese multinational companies: The case of Nissan Motor Company", in A. Al Ariss (ed.) Global Talent Management: Challenges, Strategies, and Opportunities. Heidelberg: Springer, pp. 159–170.
- Furusawa, M., Brewster, C., & Takashina, T. (2016) "Normative and systems integration in human resource management in Japanese multinational companies", *Multinational Business Review*, Vol. 24 (2), pp.82–105.
- Hall, E. T. (1976) Beyond Culture. New York: Anchor Press/ Doubleday.
- Harzing, A.-W. (1999) Managing the Multinationals: An International Study of Control Mechanisms. Cheltenham: Edward Elgar.
- Harzing, A.-W. (2001) "Who's in charge: An empirical study of

- executive staffing practices in foreign subsidiaries", Human Resource Management, Vol. 40 (2), pp. 139-158.
- Keeley, T. D. (2001) International Human Resource Management in Japanese Firms. New York: Palgrave Macmillan.
- Kopp, R. (1994) "International human resource policies and practices in Japanese, European, and United States multinationals", Human Resource Management, Vol. 33 (4), pp.581-
- Scullion, H., & Collings, D. G. (eds.) (2011) Global Talent Management. London: Routledge.
- Stroh, L. K., & Caligiuri, P. M. (1998) "Increasing global competitiveness through effective people management", Journal of World Business, Vol. 33 (1), pp.1-16.
- Tung, R. L. (1982) "Selection and training procedures of US, European and Japanese multinationals", California Management Review, Vol. 25 (1), pp.57-71.
- Ulrich, D. (1997) Human Resource Champions. Boston: Harvard Business School Press.
- 石田英夫編著(1994)『国際人事』中央経済社。
- 木下康仁(2003) 『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実 践―質的研究への誘い―』弘文堂。
- 木下康仁 (2007) 『ライブ講義 M-GTA 実践的質的研究法―修 正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて― | 弘文

- 堂。
- 自木三秀(1995)『日本企業の国際人的資源管理』日本労働研
- 古沢昌之(2008)『グローバル人的資源管理論―「規範的統合」 と「制度的統合」による人材マネジメント―」白桃書房。
- 古沢昌之(2016)「日本企業の国際人的資源管理における『現 地化問題』を再検討する一変化の兆候とその背景―」『地域 と社会』(第19号), 57-71頁。
- 古沢昌之(2022)「新型コロナウイルス問題が日本の多国籍企 業の海外現地経営に与えた影響に関する一考察— A 社の一時 帰国駐在員へのヒアリング調査報告: M-GTA による分析 一」『近畿大学経営イノベーション研究所設立 10 周年記念論 集1. 61-93 頁。
- 古沢昌之・盛岡貴昭・安室憲一(2018)「日本企業における『内 なる国際化』の進展に関する一考察―『言語投資』の視点を 中心として--」『地域と社会』(第21号), 153-183頁。
- 安室憲一(1982)『国際経営行動論』森山書店。
- 安室憲一(1988)「マネジメント・コントロール」吉原英樹・林 吉郎・安室憲一『日本企業のグローバル経営』東洋経済新報 社, 73-90 頁。
- 吉原英樹(1989)『現地人社長と内なる国際化』東洋経済新報 社。
- 吉原英樹(1996)『未熟な国際経営』白桃書房。

(一財) 国際貿易投資研究所の調査研究報告書 「調査研究シリーズ | のご案内

(一財) 国際貿易投資研究所の報告書の全文をダウンロードすることができます。(https://iti.or.jp/)

2022 年度 ドイツ中小企業のデジタル化への対応

(No.142, 2023年3月刊, 2022年度公益財団法人 JKA 補助事業)

- 第1章 ドイツ中小企業のデジタル化・気候変動対策 自動車産業、機械産業を中心に
- 第2章 ドイツのデジタル化・気候変動政策の現状と中小企業デジタル化支援策
- 第3章 ドイツの職業教育とデジタル化………………ドイツ中小企業のデジタル化への対応調査委員会・委員長 新井 俊三
- 第4章 バイエルン州のデジタル化政策と気候変動への対応

令和4年度 RCEP がもたらす ASEAN を中心とした貿易・投資への影響調査

(No.141, 2023年3月刊, 令和4年度(一財)貿易·產業協力振興財団助成事業)

- 第1章 厳しさを増す世界経済下の RCEP と ASEAN………… 九州大学大学院経済学研究院教授/ITI 客員研究員 清水 一史
- 第2章 米中対立下の RCEP と米国の対応 ……………………… 杏林大学名誉教授/ITI 客員研究員 馬田 啓一
- 第3章 RCEP 発効後のアジアの地域経済統合と日本の対外経済政策 ··· 政策研究大学院大学政策研究院教授・参与 篠田 邦彦
- 第4章 RCEP に ASEAN が及ぼす影響~『原産地規則章』、『貿易手続及び貿易円滑化章』を中心に~
 - ······ 国士舘大学政経学部経済学科教授 / ITI 客員研究員 助川 成也

······· ITI 客員研究員 - 吉岡 武臣

- 第5章 RCEP の見直し・改善とアップグレード …………… 亜細亜大学アジア研究所特別研究員/ITI 客員研究員 石川 幸一
- 第6章 RCEPによる日本とタイ・ベトナム間の関税削減効果―原産地規則が緩和された品目で RCEP を活用―
- 第7章 中国のデジタル人民元導入による ASEAN への影響 ………… 亜細亜大学都市創造学部都市創造学科教授 赤羽 裕
 - 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677

〒 104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第 37 興和ビル3階 E-Mail:jimukyoku@iti.or.jp URL:https://iti.or.jp/